**別紙要領**

**１　提出書類**

（１）別記様式「補助金に係る消費税等仕入控除税額について」

（２）別記様式別紙「補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳」

（３）消費税確定申告書及び付表２の写し（税務署の収受印等のあるもの）

※免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し及び損益計算書等、売上高確認できる資料

※簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し

（４）補助事業者等が「消費税法第 60 条第４項」に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が５パーセント以上であることを確認できる資料

**２　補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（以下「返納額」という。）の計算方法**

（１）返納額がない場合

次のいずれかに該当する場合には返納額はありません。ただし、この場合においても、報告書を提出してください。

①　消費税の申告をしていない（免税事業者）。

②　簡易課税方式により申告している。

③　特定収入割合が５％を超えている。

④　補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみに要するもの」として申告している。

⑤　補助対象経費が人件費等の非課税仕入となっている。

（２）返納額がある場合

①　課税売上割合が 95 ％以上の場合

補助金額×１０／１１０＝返納額（円未満切り捨て）

②　個別対応方式

ＡとＢの合計額

Ａ　課税売上のみに要する補助対象経費に使用された補助金

補助金額×１０／１１０＝返納額（円未満切り捨て）

Ｂ　課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

補助金額×１０／１１０×課税売上割合＝返納額（円未満切捨て）

③　一括比例配分方式

補助金額×１０／１１０×課税売上割合＝返納額（円未満切捨て）

※　補助対象経費に係る契約時期等によっては、８／１０８

（３）補助対象経費に課税仕入と非課税仕入が混在する場合

①　消費税の申告において補助金の使途を明確にしている場合

申告に従い、課税仕入に使用した補助金のみ計算の対象とする。

②　上記以外の場合

補助対象経費に含まれる非課税仕入相当額を控除し、課税仕入に係る補助金相当額のみ計算の対象とする。

## ３　注意点

（１）簡易課税方式により消費税を申告している場合や特定収入割合が５%を超える場合など、返納額がない場合であっても報告してください。その場合も、確定申告書の写しを添付してください。

（２）返納額の計算において、課税売上割合は、消費税の確定申告で用いた割合を使用してください。

また、算出された返納額は円未満切り捨てとしてください。